

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年7月29日（水）14時40分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
福島第一原子力規制事務所
小林所長、坂中専門官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 建屋の火災防護について
 - ✓ 外部火災への対策
 - 第2棟分析成果の反映について
 - 第2棟放射性廃棄物等の処理・保管について
 - 臨界管理の方法について
 - ✓ 形状管理の内容
 - ✓ 臨界安全解析における粒径及び粒子間距離の決め方
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 基本的な設計方針について
 - ✓ 放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟という。」）に求められる機能を確保するに当たり、設計の前提となる重要な事項については、基本設計方針の中に漏れのないように明確に示すこと。
 - 火災防護について
 - ✓ 林野火災による影響評価について説明すること。
 - ✓ シミュレーションをせずとも消火活動が確実に行われるとする理由を説明すること。
 - ✓ 屋内消火栓のポンプを地下に設置するにもかかわらず、地下1階に非常用照明を設置しなくてよいとする理由を説明すること。
 - ✓ 火災検知器や通信連絡設備の運用など、東京電力と日本原子力研究開発機構の間で密なやり取りが発生する部分について、両者の役割分担や対応手順を整理すること。
 - ✓ 分析第2棟で発生する水素に対する火災防護上の考慮について説明すること。また、過酸化ナトリウムの使用に伴い硝酸塩が生じるのであれば、

- 同様に火災防護上の考慮について説明すること。
- 放射性廃棄物等の処理・保管について
 - ✓ 燃料デブリ加工の際に発生する加工くずに対する火災防護上の考慮について説明すること。
 - ✓ 放射性廃棄物の想定発生量について説明すること。
 - ✓ α 核種含有廃液とそれ以外の廃液について、 α 核種濃度にどの程度差があるのか説明すること。
 - 臨界管理の方法について
 - ✓ 質量管理において使用する測定器、測定場所及び測定方法について説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(建屋の火災防護について) 7月15日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(第2棟分析成果の反映について) 6月30日参考資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(第2棟放射性廃棄物等の処理・保管について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(臨界管理の方法について) 6月30日面談資料改訂版